



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン  
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊  
( J A S D A Q ・ コード 8892 )  
問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子  
電 話 06-6223-8055

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）  
に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記の通り当社以外の全ての株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本資金調達方法は、新株予約権を、平成25年5月26日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て（以下「本新株予約権」といいます。）、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。従いまして、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと思います。

当社株主の皆様におかれましては、本書、本新株予約権に係る有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）及び本日公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」（URL：[http://www.es-conjapan.co.jp/rights\\_offering.html](http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html)）をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当社は本件に関する専用のお問合せ先を設けております。本件に関し、不明点・疑問点等ございましたら下記お問合せ先までご連絡をいただければと存じます。

ライツ・オファリングに関する専用お問合せ先

株式会社日本エスコン

06-6223-8066

(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

## 記

### 1. 本件の目的等

#### (1) 本件の目的

当社は、平成 20 年 12 月期において、リーマンショックに端を発した世界的な景気後退のなか、大幅な減収減益に見舞われ、また資金調達環境についても急激に状況が悪化したこと等から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）を利用して一部債務の弁済に係る猶予を得ました。その後、着実に企業力の強化及び業績の向上を実現し、平成 24 年 7 月 19 日付「約定弁済開始による『事業再生ADRの完結』に関するお知らせ」にて公表の通り、事業再生ADR手続において返済のご猶予をいただいていた対象債務について、その弁済猶予期間を繰り上げて約定弁済を開始し、事業再生ADRの完結を宣言するに至っております。また、当社の平成 24 年 12 月期における業績につきましては、売上高 10,184 百万円（前期比 9.7%増）、営業利益 1,504 百万円（同 60.7%増）、経常利益 860 百万円（同 196.0%増）、当期純利益 392 百万円（同 49.9%増）となり、平成 23 年 12 月期と比較して増収増益を達成いたしました。

新たなるステージにおいて、①中核事業である不動産販売事業においては、分譲マンションの安定供給に注力するとともに、②不動産賃貸事業においては、収益性の高い資産の保有による安定的な収益を確保し、③不動産企画仲介コンサル事業においては、当社の強みを活かした事業間でのシナジー効果を発揮して高収益率のフィービジネスを展開しており、これら 3 本柱の事業により、引き続きさらなる収益力の強化を図って参ります。また、新たなる展開として、商業開発による高利回り収益物件の確保や販売、商業店舗におけるプロパティマネジメント業務の外部受託等、不動産ビジネスにおける多面的な取り組みを開始し、一層強固な収益体制の構築を図っております。

このような取り組みの中、当社は、平成 24 年 11 月 2 日付「第三者割当により発行される新株式の募集及び日成ビルド工業との業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、日成ビルド工業株式会社を割当先とする第三者割当の方法により当社普通株式を発行して、116,420,000 円（差引手取概算額）の資金調達を実施しており、その調達金額の全額については、平成 25 年度に竣工を予定している新規分譲プロジェクト 1 案件における建設費等の一部に充当しております。また、同社との間では不動産事業に関する業務提携基本契約を締結しており、不動産事業においては、今後当社との事業シナジーが期待され、当社の企業価値向上に寄与する施策であると考えております。

今後更に中核事業である不動産販売事業における新築分譲マンション及び商業開発における優良な事業用地の仕入れを機動的に行うことは、今後の安定的な収益体制の構築と業績の向上には不可欠であり、外部からの資金調達により手元資金の流動性を保つことは当社の今後の事業展開をより一層加速させることにつながるものと考えて

おります。また、平成 25 年 5 月からは社債（平成 25 年 5 月 9 日時点残高 2,430 百万円）の分割償還（当該償還資金は当社の手元資金による充当を予定しております。）も控えておりますので、これらの資金需要に対応するとともに、今後更なる財務体質の向上を図るべく、今期中の早い段階において資本増強を進めることがひとつの課題であると考えております。

当社は、当該課題に対応するべく、事業の計画上必要となる資金の額及び既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねて参りました。かかる検討の結果、本資金調達方法であれば前述の事業展開をより一層加速させていく上で必要となる資金の調達が可能であり、かつ、下記「(2) 本資金調達方法を選択した理由 ②本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）」に記載の通り、既存株主の皆様へ平等な投資機会を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられることなどから、本資金調達方法が当社が必要な資金を調達する上で、現実的かつ最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本件の実施を決議いたしました。なお、本件による調達資金の額及び具体的な用途につきましては、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご確認ください。

また、平成 25 年 5 月 9 日現在における当社発行済株式総数は 35,196,400 株（自己株式 8,100 株を含む）、平成 25 年 3 月末時点における株主数は 3,258 名という状況であり、今後、大規模な資本政策を実行するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが、重要であると考えております。

この点、本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部について市場で売買されることが想定されており、さらに、本件で割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合には、当社発行済株式総数は 70,384,700 株へと増加します。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながるものと考えております。

## (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様への利益に配慮しつつ、かつ上記「(1) 本件の目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

### ① その他の資金調達方法の検討について

#### A. 金融機関等からの借入

現状各金融機関から新規プロジェクトに係る資金の融資も順次再開してお

りますが、当社の事業モデル上、金融機関からはプロジェクト毎に融資を受ける形態となります。物件毎のプロジェクト融資において、金融機関等からの調達が必要不可欠であり引き続き積極的に取り組んで参りますが、より良い条件で金融機関等からの調達を達成するためにも、資本金の調達に基づき資本基盤を整備し、当社の財務体質を改善することが重要であると認識しております。

B. 公募増資

公募増資については、当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があります。この点、昨年12月頃より株式市況は上昇基調にあり、当社の株式流動性や時価総額も好調に推移しておりますが、現状のように急激に株価が変動している局面においては時価発行増資の実施は相当に困難であると考えられることなどに鑑み、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外しております。

C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行

第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券発行については、(i) 特定の第三者にのみ割り当てることになることから、広く株主の皆様は株式取得の機会を提供することができないこと、及び、(ii) 本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様における株式価値の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、資金調達方法の候補として、必ずしも望ましい手法ではないとの考えに至りました。

D. 非上場型の新株予約権の無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であり、本資金調達方法と比較した場合、本資金調達方法がより適切な手段と判断いたしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、本資金調達方法と比較した場合には、本資金調達方法がより適切な手段と判断いたしました。

E. ライツ・オフリング（コミットメント型）

ライツ・オフリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、

その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。

しかしながら、当該スキームについては、平成25年4月中旬頃、国内で初の発行事例が発表されたものの、本件検討段階においては前例がなく、当社が打診した複数の証券会社のうち、これを取り扱う証券会社がなかったことに加え、当社の現状の株式状況（時価総額及び市場での株式出来高）からは、

(i) 本件の調達金額水準は、当該発行事例（払込金額の総額1,012,212,000円）と比較して、時価総額対比での規模が大きく、さらに、直近3ヶ月の当社普通株式1日当たり平均売買代金（株式流動性）と調達金額水準を比較した場合、本件の調達金額水準の方が株式流動性に与える影響が大きいと考えられること、(ii) 本資金調達方法と比較した場合、引受証券会社等における引受手数料は、(i)を考慮した場合、高額な水準になると想定されること、及び(iii) 当該引受手数料の支払いを前提とした場合でも、現状のように急激に株価が変動している局面においては、コミットメント契約の締結に際して、一定の検証期間を要すると想定され、時間的制約の問題が生じること、を鑑みた結果、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

## ② 本資金調達方法（ライツ・オファリング（ノンコミットメント型））

上記「1. 本件の目的等（1）本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

### A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様には保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

### B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調

達方法ではありますが、本新株予約権は大阪証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

上記「(2) ① C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行」に記載の通り、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記の通り、本新株予約権は大阪証券取引所に上場することから、当社の不動産事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「1. 本件の目的等 (1) 本件の目的」で述べた通り、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることを期待されております。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様への利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

## 2. ライツ・オファリングの内容

### (1) 無償割当ての方法

平成 25 年 5 月 26 日(日)を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で株式会社日本エスコン第 4 回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

### (2) 本新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	株式会社日本エスコン 第 4 回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たり、当社普通株式 1 株
③新株予約権の総数	35,188,300 個 ※割当基準日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1 株（1 個）につき 100 円
⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	1 株（1 個）につき 50 円
⑥新株予約権の権利行使期間	平成 25 年 7 月 1 日(月)から 平成 25 年 7 月 26 日(金)まで
⑦新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
⑧新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
⑨新株予約権の行使請求の方法	(1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
⑩その他投資判断上重要又は必要な事項	(1)当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行

	<p>した上で交付いたします（自己株式による交付は予定しておりません）。</p> <p>（2）本書及び平成25年5月9日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において投資判断を行ってください。</p>
--	---

※各株主様における手続きの詳細につきましては、平成25年5月9日公表の「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」(URL：[http://www.es-conjapan.co.jp/rights\\_offering.html](http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html))をご参照ください。

### 3. ライツ・オフリングの日程

日程	内容
平成25年5月9日(木)	取締役会決議 有価証券届出書提出 基準日設定公告
平成25年5月10日(金)	四半期報告書提出(予定) 有価証券届出書の訂正届出書提出(予定)
平成25年5月17日(金)	届出の効力発生日(予定)
平成25年5月26日(日)	割当基準日 ※本新株予約権の割当対象とする株主の確定日
平成25年5月27日(月)	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日(予定)(大阪証券取引所より後日発表)
平成25年6月13日(木)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日(予定)
平成25年7月1日(月)	本新株予約権行使期間の初日
平成25年7月19日(金)	本新株予約権の市場での売買最終日(予定) ※売買注文の受付最終日は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成25年7月22日(月)	本新株予約権上場廃止日(予定)(大阪証券取引所より後日発表)
平成25年7月26日(金)	本新株予約権行使期間の最終日

#### 4. 調達する資金の額及び資金の用途等

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本件による資金調達額は、平成 25 年 5 月 9 日(木)現在の当社発行済株式総数（当社が保有する自己株式の数を除く。）を基準として算出可能であります。株主の皆様による本新株予約権の行使状況により、本件による資金調達額は変動いたします。以下は、行使比率が 100%（本新株予約権の総数 35,188,300 個が全て行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。本新株予約権の行使比率が 100%未満となった場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。本件による最終的な調達金額及びその具体的な用途につきましては、改めて開示いたします。

① 払込金額の総額	3,518,830,000円
② 発行諸費用の概算額	174,000,000円
③ 差引手取概算額	3,344,830,000円

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 調達資金の用途

当社は、上記（1）記載の差引手取概算額の全額について、新築分譲マンション及び商業開発資金に充当する予定であります。しかしながら、最終的な調達金額につきましては、株主の皆様による本新株予約権の行使状況に依存いたしますので、現時点で、確定することができません。

行使比率を 100%と仮定した場合の調達資金の金額、用途及び支出予定時期については以下の通りであります。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
新築分譲マンション及び商業開発資金	3,344	平成 25 年 8 月～平成 27 年 7 月

当社の新築分譲マンション開発におきましては、土地の取得から建物の竣工までに平均 2 年程度の期間を要します。このように、当社事業は先行投資型の事業スキームであり、マンション開発に必要な支出（土地仕入資金、建物工事代の一部等の原価部分及び販売費）について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なる事業展開の加速を図ることが可能となります。

今後の具体的なプロジェクト計画としましては、新築分譲マンション開発につきましては、既に土地の仕入が完了している 8 プロジェクト及び今期（平成 25 年 12 月期）から再来期（平成 27 年 12 月期）にかけ、新たに手がける予定の 10 プロジェクト（1 プロジェクト平均 50 戸規模と仮定した場合で試算（500 戸程度の供給を想定））の合計 18 プロジェクトの実行を想定しており、1 プロジェクトにかかる土地仕入資金は平均

400 百万円程度、土地仕入資金以外の開発期間中に必要となるランニングコスト（工事代、モデルルーム建設等の費用、広告宣伝等販売にかかる費用）は平均 200 百万円程度となります。今後、これら 18 プロジェクトを進捗させるために、新たに必要となる資金は、土地仕入資金で 4,000 百万円程度、ランニングコストで 3,730 百万円程度、総額 7,730 百万円程度を見込んでおります。一方、商業開発につきましても併行して手がけることを予定しており、今回の資金調達が実現することにより、機動的かつ戦略的に対応が可能となる手元流動資金が生まれ、計画実現の確実性が高まるとともに、さらなるビジネスチャンスの拡大につながるものと考えます。

本件の資金調達につきましては、上記新築分譲マンション及び商業開発に必要な資金調達の一環として行うことを予定しておりますが、新築分譲マンション開発の各プロジェクト及び商業開発においては、必要に応じ、金融機関からの借入金及び現在進行中或いは将来実施予定のプロジェクトから発生するキャッシュフローを充当することを想定しており、様々な資金調達方法を組み合わせながらプロジェクトを遂行していく方針であります。なお、前期（平成 24 年 12 月期）においては、10 件のプロジェクトに対して総額 2,910 百万円の金融機関からの借入実績がございます。

なお、最終的な調達金額が上記調達資金の金額（3,344 百万円）未満となった場合におきましても、金融機関からの借入などにより、上記計画を変更する予定はありません。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、収益力の安定化を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本件は株主の皆様利益に資するものと考えております。

#### 6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の 1 個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様は本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。

割当数につきましては、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式 1 株が交付され、また、行使価額につきましては、1 株当たり、100 円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の 25.71%）に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例（本日時点で

新株予約権の行使期間が満了している、株式会社タカラレーベン（発行決議日：平成 22 年 3 月 5 日）、株式会社エー・ディーワークス（発行決議日：平成 24 年 10 月 1 日）による発行事例）を参考にしております。当該発行事例における各行使価額は、発行決議日の前営業日の株価終値から、前者の事例では 58%、後者の事例では 54%の水準に設定されておりましたが、何れも新株予約権行使期間の全期間におきまして、株価が行使価額を上回る状況が継続し、その結果いずれの事例におきましても 90%を超える新株予約権の行使比率が達成されたことを確認しております。これら過去の発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値の 50%から 60%の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。一方で、当社の株式については、昨年後半以降、株価の変動率に加えて、東証株価指数（TOPIX）と比較してもその変動率が高い水準にある状況であることから、かかる状況を考慮し、行使価額の決定に際しては発行決議日前営業日の株価終値からのディスカウント率を上記の過去事例よりも大きくしております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成 25 年 5 月 8 日を基準とした場合、大阪証券取引所における当社の普通株式の直近 1 ヶ月の株価終値の単純平均値は 372 円、直近 3 ヶ月の株価終値の単純平均値は 248 円及び直近 6 ヶ月（株式分割による株価調整を考慮）の株価終値の単純平均値は 182 円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額 100 円は各々当該平均値の 26.88%、40.32%、54.95%となります。

本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

## 7. 業績に与える影響

現在のところ、平成 25 年 3 月 14 日に発表いたしました平成 25 年 12 月期の通期連結業績計画及び 1 株当たりの年間配当金（予想）に変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績及び 1 株当たりの年間配当金（予想）への影響が生じた場合は、速やかに開示いたします。

## 8. 潜在株式による希薄化情報等

平成 25 年 5 月 9 日現在における当社の発行済株式数は 35,196,400 株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は 8,100 株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は 35,188,300 株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は 99.98%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成 25 年 5 月 26 日（日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成 25 年 6 月 15 日（土）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきまし

ては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は大阪証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、大阪証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 5 月 9 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	35,196,400 株	100.0%
現時点における潜在株式数	798,500 株	2.27%
現時点における自己株式数	8,100 株	0.02%
本新株予約権に係る潜在株式数	35,188,300 株	99.98%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少いたします。

#### 9. 当社の上位株主及びその保有比率

平成 25 年 3 月 31 日時点における本新株予約権の割当前の当社の上位株主及びその保有比率につきましては、下記の通りとなっております。

株主の氏名又は名称	保有比率
株式会社三愛ハウジング	9.09%
王 淑華	8.52%
王 厚龍	6.53%
直江 啓文	5.35%
有限会社エヌエスコレーション	5.11%
日成ビルド工業株式会社	5.11%
株式会社正龍アセットマネジメント	4.26%
株式会社正龍アミューズメント	4.26%
株式会社正厚レジャー	4.26%
株式会社天満正龍	4.26%

#### 10. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、本日以降、当社にて確認が出来次第、改めて公表をさせて頂く予定でございます。

## 1 1. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は大阪証券取引所等を通じた本新株予約権の売却の何れかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、平成 25 年 5 月 9 日公表の「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明 (Q&A)」(URL: [http://www.es-conjapan.co.jp/rights\\_offering.html](http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html)) をご参照ください。なお、繰り返しになりますが、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権(消滅)するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分ご留意いただく必要がございます。

また、当社普通株式の単元株式数は 100 株であり、100 個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使により取得できる普通株式の数も 100 株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんので、ご留意いただく必要がございます。

なお、米国に居住する株主様(本書においては、1933 年米国証券法(U. S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U. S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。)につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、制限させて頂くこととなります。米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、(i) 米国居住株主による新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii) 本件においては、仮に米国居住株主による新株予約権の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに加え、持株比率を維持したい米国居住株主としては、市場において当社普通株式を購入することでこれを維持することも可能であることに鑑み、さらに現在における株式市況・当社株式の流動性・株主構成等の諸事情を総合的に勘案した結果、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

## 1 2. 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合せください。お取引のある証券会社様で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明 (Q&A)」(URL: [http://www.es-conjapan.co.jp/rights\\_offering.html](http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html)) にご参照ください。「4 新株予約権の

売買について知りたい」をご参照ください。

### 13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

#### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	15,079	9,287	10,184
営業利益	1,497	935	1,504
経常利益	690	290	860
当期純利益	522	262	392
1株当たり当期純利益（円）	15.64	7.85	11.70
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	102.74	110.58	119.46

※当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たりの計算については、平成22年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割による発行済株式数の増加を考慮した数値となっております。

#### (2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・ 第三者割当てによる新株の発行

発行期日	平成24年11月20日
調達資金の額	116,420,000円（差引手取概算額）
発行価額	6,590円
募集時における発行済株式数	333,964株
当該募集による発行株式数	18,000株
募集後における発行済株式総数	351,964株
割当先	日成ビルド工業株式会社 18,000株
発行時における当初の資金使途	平成25年度に竣工を予定している新規分譲プロジェクト1案件における設計監理等の費用及びモデルルーム建設費等の販売費
発行時における支出予定時期	平成24年11月～平成25年10月
現時点における充当状況	現在進行中の新規分譲プロジェクトにおける原価及び建設費の一部に充当しております。

※当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び価額については、発行時におけるものであります。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 過去3年間の状況(期末)

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始 値	50 円	57 円	36 円
高 値	89 円	106 円	122 円
安 値	49 円	34 円	33 円
終 値	58 円	36 円	106 円

※当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記株価については、株式分割の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、分割後の値に調整したものを表示しております。

#### ② 最近6ヶ月の状況

	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月
始 値	93 円	109 円	162 円
高 値	115 円	165 円	194 円
安 値	88 円	108 円	118 円
終 値	106 円	158 円	172 円

	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
始 値	175 円	214 円	335 円
高 値	211 円	485 円	418 円
安 値	147 円	175 円	335 円
終 値	201 円	342 円	389 円

※平成25年5月の株価については、平成25年5月1日から平成25年5月8日までの期間の株価を参照しております。

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年5月8日
始 値	417 円
高 値	418 円
安 値	380 円
終 値	389 円

以上

ご注意：

本書（参考書面を含みます。）は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書及び平成25年5月9日提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

ライツ・オファリングに関する専用お問合せ先

株式会社日本エスコン

06-6223-8066

(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

## 【ご参考】

### 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社日本エスコン 第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法  
新株予約権無償割当ての方法により、平成25年5月26日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数  
割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日  
平成25年5月27日
5. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、100円とする。
  - (3) 本新株予約権の行使期間  
平成25年7月1日から平成25年7月26日までとする。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
  - (6) 本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 大阪中央支店

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上